

十月廿九日ヨリ拘留十五日

戸澤紙夫

当三十七年

右の如きノ通り処分シ原籍其他根帯逃走セル犯人ハ引続キ搜查
中ナリ

方反申(通)報候也

引記の

要亦

- 一 教頭各シラレサルニヨリ左ノ善履ヲ要ハス
- 一 本村上面名ノ簿首ヲ即此取消ス
- 一 別紙ノ通り社租ヲ改正スルコト
- 一 野球場費用ヲ会社ヲ全額負担スルコト
- 一 常備掃除夫ヲ置クコト
- 一 年度中ノ費用ヲ会社ヲ全額負担スルコト
- 一 年度ニヨリ概算者ヲ出サシムコト
- 一 全社員ニヨリ春秋社日豫金ヲ公認スルコト

昭和五年十月二十日

藤内正夫
村上隆次

引記の

株式会社之規改正草案

- 一 社員ハ全カノ筆ヲ且テ相提カシテ社務ノ
- 一 利益ハ社ノ福利ヲ至スル爲メノ外他ノ事ニ干渉セサルコト
- 一 社員ハ各別其他一切社租ニ服従スルコト
- 一 社員ハ事務上ノ秘密ヲ遵守スルコト
- 一 社員ハ社ノ善履ヲ傷タズルハ社ニ忠誠抱意シ及ス如キ言動ヲ爲サズルコト
- 一 社員ハ社租ノ徴收及経理ニ干スル無クシテ
- 一 社員ハ社務ノ外若シ社長ノ命令ヲ違背スル者ハノヤアハラス
- 一 社員ハ社務ノ同シクモ知ラズルコト
- 一 何れノ時ヨリ午後五時迄ヲ但シ初金ニ依リ早出又ハ後考若クハ續夜勤務ノ爲ヤシ

+